

**新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づく  
「緊急事態宣言」発令に伴う日建連四国支部の事務局体制に関するお知らせ**

2020 年 4 月 17 日  
一般社団法人日本建設業連合会四国支部

今般、新型コロナウイルスによる感染者数の急速な拡大を受けて、政府対策本部が 7 日に発令した「緊急事態宣言」の対象地域が全国 47 都道府県に拡大されました。

このため、四国支部は以下の体制を構築して、事業活動を継続することといたしますので、お知らせいたします。

**1. 事業継続体制**

- 1) 月曜日から金曜日の就業時間(9:30～17:30)に原則として職員1名が事業継続要員として事務所に出勤し、主として、国土交通省など関係行政機関や会員企業等との連絡調整業務を実施。
- 2) 本事業継続体制は、宣言後 2 週間継続し、その後の体制は、2 週間経過後に改めて判断。
- 3) 事業継続要員以外の職員については、原則、自宅待機。

**2. その他**

- 1) 事業継続体制を構築している間は、事業継続要員が電話、FAXに対応いたします。また、自宅待機中の職員への連絡も取り次ぎます。
- 2) 会員企業の皆様で、職員個々と直接連絡を取られる場合は、MAILでの連絡をお願いいたします。

**【連絡先】**

代表電話番号 (087-851-6969)      代表 FAX 番号(087-851-3176)

以上